

戦没者のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成 30 年 4 月 2 日までにご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成 27 年 4 月 1 日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や祖父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成 27 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面 25 万円、5 年償還の記名国債

○請求・問い合わせ窓口 福祉事務所 社会福祉係 (内線 164.166)